

保健医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1 入院基本料について

入院基本料15：1を算定している病棟では、1日に8人以上の看護職員が勤務し、1日に2人以上の看護補助職員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は、以下の通りです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ちは9人以内です。

夕方17時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ちは22人以内です。

2 近畿厚生局長への届け出事項に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準に適合しています。

- ・精神病棟入院基本料15対1
- ・精神科急性期治療病棟入院料1
- ・看護補助加算3（75対1）
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・依存症入院医療管理加算
- ・医療安全対策加算2
- ・医療安全対策地域連携加算2
- ・精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・薬剤管理指導料
- ・医療保護入院等診療料
- ・精神科デイ・ケア（「大規模なもの」）
- ・精神科作業療法
- ・療養生活継続支援加算
- ・精神科退院時共同指導料2
- ・こころの連携指導料（Ⅱ）

3 食事サービスに関する事項

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食の場合、午後6時以降）、適温で提供しています。

4 保険外負担に関する事項

当院では、病衣、オムツ代、診断書及び証明書料、保険適用外等についてその使用に応じた実費の負担をお願いしています。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められておりません。ご不明な点がございましたら、事務所までお問い合わせください。

- ・ 特別の療養環境の提供（室料差額料金について）（1日につき）（消費税込）

区分	差額室料	病室	区分	差額室料	病室
個室	¥6,000	116 / 117 / 118 / 119	個室	¥3,000	120 / 121 / 122 / 123